

human rights & diversity magazine

KOKORO



令和5年
[2023]
12月発行

No. 54

ねっと

出会い、学び、語り継ぐハンセン病問題

寄稿 江連 恭弘 さん



出会い、学び、語り継ぐハンセン病問題

江連 恭弘さん

ハンセン病と 新型コロナウイルス感染症

みなさんは、ハンセン病という名前を聞いたことがありますか。学校の授業で学んだり、教科書の記述で知っている人がいるかもしれません。

ハンセン病は、「らい菌」による慢性の感染症です。かつては「らい」と呼ばれ、根強い差別や偏見にさらされてきた歴史があります。ハンセン病は感染力が弱くうつりにくい病気で、今日の日本のような衛生環境では発病する人はほとんどいません。感染すると末梢神経がおかされるために手足に知覚麻痺などがおこります。治療法がなかった時代には手の指が曲るなど、目につきやすいところに症状が出ました。その後遺症が差別や偏見を生み、助長する原因にもなりました。

差別は学校でも起こりました。小学校6年生の健康診断の時に病気がわかった石山春平さんは、先生から「明日から学校に来るな」と言われて家に追い返され、翌日登校すると「なぜ来た。お前はもう来るな。汚い」と

突き飛ばされました。石山さんはそれ以来学校に行っていないです。【※1】石山さんはどんな気持ちで学校を去ったのか、考えてみて下さい。

感染症への差別は現在も起きています。2019年末からの新型コロナウイルス感染症のパンデミックでは、感染者やその家族、医療従事者らへの誹謗中傷が広がりました。ハンセン病と新型コロナウイルスは違う病気ですが、感染への恐怖心から科学的な知見なしに感染者を差別し人権侵害が行われたことは、共通していると思います。

継続された隔離收容政策

日本では1907年の法律制定以来ハンセン病を患った人びと（病歴者）に対する隔離が推進されました。1930年代には、「無らい県運動」という官民一体の運動により療養所への強制收容が全国展開されます。そして、1953年には「らい予防法」が制定されました。ここで、同法第6条（国立療養所への入所）を読んでみましょう。

第六条

都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者について、らい予防上必要があると認めるときは、当該患者又はその保護者に対し、国が設置するらい療養所（以下「国立療養所」という。）に入所し、又は入所させるように勧奨することができる。

② 都道府県知事は、前項の勧奨を受けた者がその勧奨に応じないときは、患者又はその保護者に対し、期限を定めて、国立療養所に入所し、又は入所させることを命ずることができる。

③ 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は公衆衛生上らい療養所に入所させることが必要であると認める患者について、第二項の手続をとるとまがないときは、その患者を国立療養所に入所させることができる。
（らい予防法第六条より抜粋）

条文では、順を追うごとに病歴者を強制的に收容できる内容になっています（なお、療養所を退所する規定はありません）。世界的には1950年代頃から隔離收容を否定する方向になります

療養所での暮らし

現在、ハンセン病療養所は全国に14か所あります（国立13、私立1）。多くの療養所が、離島や山間部など人里離れた場所に設置されています。

かつて大阪にも療養所がありました。1909年、大阪府西成郡川北村外島（現、大阪市西淀川区中島）に外島保養院が開設されました（その後、大阪市に編入）。開院当初、院長や職員は医者ではなく警察官で、入所者を人間扱いせず、秩序を守らせるために厳しく扱いました。【※2】また、治水が不十分で療養する環境としては厳しい立地条件でした。1934年9月21日、室戸台風が直撃し高波によって200人近くの入所者や職員



えづれ やすひろ
江連 恭弘 さん

法政大学第二中・高等学校教諭。
社会科、アメリカンフットボール部
顧問。

ハンセン病問題に関する検証会議検
討会委員、ハンセン病に係る偏見差

別の解消のための施策検討会委員（当事者市民部会）。おも
な著書は、ハンセン病市民学会教育部会編『ハンセン病問題
から学び、伝える』（清水書院、編著）、『13歳から考えるハ
ンセン病問題』（かもがわ出版、佐久間建氏との監修）。



大阪市西淀川区中島2丁目10番地先
（大阪湾広域臨海環境整備センター大阪
事業所斜め向かい堤防沿い）

らが亡くなりました。【※3】その後、
岡山県邑久郡（現、瀬戸内市）に移管
され、邑久光明園として現在に至り
ます。外島保養院の跡地付近には記
念碑が建てられ、いまでも9月に犠牲
者追悼行事が行われています。

ここで療養所の暮らしについて見
てみます。以下の中で療養所にある
（あった）ものはどれでしょう。

- ・郵便局
- ・売店
- ・野球場
- ・畑
- ・学校
- ・寺院
- ・神社
- ・教会
- ・床屋
- ・監禁所
- ・火葬場
- ・納骨堂

療養所により多少異なりますが、答
えはすべてです。療養所は「ひとつの
村」でもありました。入所時には、解剖
承諾書へのサインや偽名（園名）を名乗
るための改名、所持金の没収（園内通
用券に交換）などが行われます。いま
でも入所時のことや日付を克明に記
憶している人が多く、それだけに深
く刻まれる辛い体験でした。

療養所では、土木工事や重症患者
の看護などの労働を入所者自身が担
い、不満を述べたり逃走などすると
監禁施設へ収容されました。また、結
婚の条件として断種が行われ、妊娠
すると堕胎させられました。優生思
想の下で、生まれてくることが叶わ
ず奪われた命があったのです。

一方、多様で豊かな文化活動があり
ました。視力を失った藤本としさん
は、覚えた点字を打ったときのことを
「せつない！だが私は生きている。た
しかにこの時間だけは生を呼吸して
いるのだ」と述べています。【※4】困難
な状況のなかでも、懸命に生きようと
した人たちがいたのです。

なお、療養所には「学校」がありまし
た。長島愛生園（岡山）には、邑久高等学

校新良田（にいらだ）教室という療養所
唯一の高校が設置され、各療養所から生
徒が進学しました。高校は「希望」の場
所でしたが、授業では就職や進学のた
めに自身が療養所にいたことを隠し「ウ
ソ」をつく練習が行われました。また、親
が病歴者だった子どもたち（家族）も学
校や地域から差別を受けたのです。

止め、向きあうことです。隔離政策の
なかで偏見や差別に抗い、人権侵害
を受けながらも懸命に生きた人びと
の存在に向きあい、学ぶことが大切
です。療養所を訪ね、お話を伺うこと
は貴重な機会になります。各療養所
には社会交流会館があり、建造物や
森と緑、作品や記録などもあります。
また、先の大阪府のHP【※3】には、
過去の政策の問題点を「深く反省」す
ると記しています。歴史に向きあい、
残された「生きた証」との出会いから
の学びを大切にしたいです。

差別のない社会をつくるために

現在、療養所の入所者数は900
人を切り、平均年齢は90歳近くにな
りました。入所者のお話を直接伺う
機会が限られるなかで、ハンセン病問
題に向きあい、学び直すために、私た
ちに出来ることは何でしょうか。

まず、二つの裁判から学ぶことで
す。1998年の「らい予防法」違憲
国家賠償請求訴訟、そして2016
年の家族訴訟では、多くの方が自身
の体験を語り、さまざまな人権侵害
の実態が明らかになりました。判決
は、ともに原告が訴えた被害と国の
責任を認め、原告が勝訴しました。原
告の声に耳を傾けるとともに、責任
を問われた国が今後何にどう取り組
むかを注視する必要があります。

最後に、自分自身に置きかえて考え
、学び、伝え、語り継いでいくことです。
「差別する自分」と向きあい、当事者と
の繋がりの中から自分に何が出来ると
かを考え続けてほしいと思います。
ハンセン病問題から学ぶとは、い
ま・ここにある差別を自分事として
考え行動することでもあります。み
なさんが、差別のない社会をつくる
担い手の一人になってくれることを
切に願っています。

- 【※1】石山春平
『ボンちゃんは82歳、元
氣だよ』社会評論社
- 【※2】邑久光明園入所者自治
会編『風と海のなか』
- 【※3】外島保養院について
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/hansen/sotosima.html>
- 【※4】藤本とし
『地面の底がぬけたん
です』思想の科学社

ハンセン病問題は まだ終わっていない

とともに考えよう

平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、約90年間、国や地方自治体などにより行われた強制隔離政策が、患者、回復者の人権を著しく侵害するとともに、その家族の方々などにも多大な苦痛や苦難を与え、さらに、社会にハンセン病に対する偏見・差別を植え付けてきました。

入所者や社会で生活している回復者とその家族も偏見や差別を恐れ、本音が言えずに地域社会で孤立しがちです。私たちは、ハンセン病という病気そのものだけでなく、その歴史的背景を理解し、安心して地域で暮らしていける環境づくりをするため、さまざまな機会にハンセン病問題について学ぶことが大切です。

◆ ハンセン病問題講演会

ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病回復者・家族の名誉回復を図るため、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発の場として「ハンセン病問題講演会」を開催しています。

詳細は令和5年12月頃に決定予定です。決定しましたらホームページ等でお知らせします。

● 令和5年度ハンセン病問題講演会

日時 令和6年2月23日(金・祝) 13:00~16:00

場所 大阪府社会福祉会館501号室
(大阪府中央区谷町7丁目4-15)

問合せ先 ハンセン病問題講演会実行委員会事務局
☎ 06-7506-9424 ☎ 06-7506-9425

◆ ハンセン病回復者への 相談支援

社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会が運営する「ハンセン病回復者支援センター」で、ハンセン病回復者である相談員が当事者の立場に立っての相談支援を行っています。

● ハンセン病回復者支援センター

(社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会)

住所 大阪府中央区谷町7丁目4-15
(大阪府社会福祉会館302号室)

☎ 06-7506-9424 ☎ 06-7506-9425

受付時間 9:00~17:00

(月~金。土日祝日、年末年始を除く。)

◆ ハンセン病回復者等 支援者養成講座

ハンセン病回復者と家族に対する偏見・差別の解消を図るとともに、ハンセン病回復者と家族の方々が、孤立することなく平穏に生活を営むことができる地域社会の整備の一助とするため、ハンセン病問題にかかる正しい知識の普及啓発と大阪市内及び療養所で生活しているハンセン病回復者と家族に対する自主的な支援活動の担い手を養成しています。

※今年度の申込受付は終了しています。

問合せ先 大阪市保健所感染症対策課

☎ 06-6647-0656 ☎ 06-6647-1029

◆ ハンセン病元患者家族に 対する補償金制度について

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第55号。以下「法」という。)」が、令和元年11月22日に公布・施行されました。法に基づき、国が対象となるハンセン病元患者の御家族の方々に補償金を支給します。

(請求期限、令和6年11月21日まで)

請求書の提出や請求に関する御相談については、厚生労働省(健康・生活衛生局難病対策課ハンセン病元患者家族補償金支給業務室)の相談窓口にご連絡ください。

● 厚生労働省 補償金相談窓口

☎ 03-3595-2262 ✉ hoshoukin@mhlw.go.jp

受付時間 10:00~16:00

(月~金。土日祝日、年末年始を除く。)

本号のハンセン病に関する記事につきましては「ハンセン病に関する患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動」として作成しています。